

議案第99号

三朝町財政調整積立基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町財政調整積立基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年9月20日 原案可決
三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町財政調整積立基金条例の一部を改正する条例

三朝町財政調整積立基金条例（昭和45年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等を加える。

改 正 後	改 正 前
第5条 略 <u>(処分)</u>	第5条 略
第6条 <u>基金は、次の各号の1に該当する場 合に限り、これを処分することができる。</u> <u>(1) 経済事情の変動等により財源が著し く不足する場合において当該不足額を うめるための財源に充てるとき。</u> <u>(2) 災害により生じた経費の財源又は災 害により生じた減収をうめるための財</u>	

